パソコン、スマホ、タブレット なんでも個別相談会(第 1 回)

■5月24日 圖午後1時~2時、2時15 分~3時15分、3時30分~4時30分

対市内在住の障害のある方と家族、支援者

园各回 2 人(初参加優先。多数抽選) **置**500円

聞相談したい機器※申込時に要申し出

他詳細は社会福祉協議会配参照

励 里 間 4月8日 月~5月16日 休に直接または電話・FAXでドルチェ (総合福祉センター4階)

☎490-6675・**៤**444-6606 (社会福祉協議会)

認知症の方を介護する家族のための 介護者講座(全7回)

国①5月29日(水)②6月5日(水)③19日(水)④26日(水)⑤7月3日(水)⑥10日(水)⑦17日(水)

畸午後1時30分~3時20分

所文化会館たづくり10階

図認知症の家族を介護している市民で自分の気持ちや 生き方について振り返りたい方

演北村世都(臨床心理士)

建申し込み順12人 費無料

高齢者訪問理美容サービス

図市内在住・在宅の65歳以上で要介護3以上の方 図理容師または美容師が自宅を訪問し調髪※年度内4 回まで(10月以降の申請は2回まで) 図1回2000円 ☎481-7693へ郵送または持参

社会福祉

福祉のおしごと入門講座



福祉人材育成センターHP

④重度訪問介護従業者養成研修基礎・追加課程(通学)

講義/5月18日出・19日(全2日間)

実習/5月21日似および5月22日似~7月17日似のうち1日(全2日間)

®知的障がい者(児)ガイドヘルパー養成研修(通学) (全3回)

講義/6月1日出・2日旧 演習/6月8日出 (A) B) 共に

励こころの健康支援センター

図次の全てに該当する方①市内在住・在勤・在学②令和7年3月末時点で69歳以下③資格をいかして実働できるまたは希望する

屋(A)15人(B)20人(選考)

■ ②2500円 ® 2000円 (受講料・テキスト代)。期日までに指定□座に振込。実習費用は実費

他研修修了後、都指定の修了証明書を取得可能

国園®4月10日(水~25日(水)®4月8日(水)5月8日(水) 平日午前9時~午後4時30分に申込書(福祉人材育成センター、総合福祉センター、市民活動支援センターで配布、または福祉人材育成センター配から印刷可)を福祉人材育成センター☎452-8180へ本人が持参

※健康保険証・運転免許証などで本人確認。市外在住の方は在勤・在学の確認ができる書類も提示

(社会福祉協議会)

令和6年度後期高齢者医療の保険料率決定

圓保険年金課☎481-7148

令和6年度後期高齢者医療保険料は前年の所得をもとに計算され、7月中に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を発送します。

保険料が公的年金などから特別徴収されている 方は、原則2月に特別徴収した金額と同額を4・ 6・8月に仮徴収します。仮徴収額が変更になる 場合は別途通知します。

	令和6・7年度	前年度比
均等割額	4万7300円	+900円
所得割率	9.67%	+0.18ポイント
賦課限度額	80万円	+14万円

後期高齢者医療保険料の決め方

均等割額(被保険者1人当たり4万7300円)

+ 所得割額

(賦課のもととなる所得額×所得割率9.67%)

II

年間の保険料額 (限度額80万円※100円未満切り捨て)

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額などの合計から基礎控除額を控除した額

※令和6年度の所得割率は緩和措置により、賦課のもととなる所得が58万円以下の場合は8.78% (令和7年度からは全被保険者が9.67%)

※以下の場合、令和6年度に限り賦課限度額が73 万円①昭和24年3月31日以前生まれの方②障害 の認定を受けていて、被保険者の資格を有して いる方(令和6年4月1日以降で、75歳になっ た後に障害認定を受けた後期高齢者医療広域連 合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く)

後期高齢者医療保険料の軽減

所得の低い方の保険料を軽減します。軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

①均等割額の軽減

図同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」で算定 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象。判定は当該年度の4月1日(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得日)時点で実施

総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯	軽減 割合
43万円+ (年金または給与所得者の合き 数-1)×10万円以下	† 7割
43万円+ (年金または給与所得者の合計 数-1)×10万円+ (29万5000円×被保険者の数)以下	
43万円+ (年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+ (54万5000円×被保険者の数)以下	

②所得割額の軽減

図被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」 で算定。15万円以下の場合は5割、20万円以下の 場合は2.5割を軽減

③被扶養者だった方の軽減

図後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方

	加入から2年 を経過する月まで	加入から2年 経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担な	

※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、 軽減割合の高い方が優先

某らしが情報

((A))

税金・保険・年金

市民課・納税課の休日窓口

国4月13日出・28日旧、5月11日出

母午前9時~午後1時

励問市民課(市役所2階・マイナンバーカード窓□(市

役所 1 階101会議室)) ☎481-7041~3 納税課(市役所 3 階) ☎481-7214~20

令和6年度の評価・公課証明書発行開始日

評価証明書/4月1日

公課証明書/4月24日例

置1物件につき200円

★日本人確認書類※代理人や相続人の場合は、別途書類が必要

所問資産税課(市役所 3 階) ☎481-7205~9

|新築住宅に対する固定資産税の軽減の終了

次の家屋の固定資産税は令和6年度から通常の税額となります。

対象の家屋		新築された日
一般の家屋		令和2年1月 2日~令和3 年1月1日
	3階建て以上の中高 層耐火住宅(マンションなどを含む)	平成30年1月 2日~平成31 年1月1日
認定長期優良住 宅に対する固定 資産税減額の申 告をした家屋		平成30年1月 2日~平成31 年1月1日
	3階建て以上の中高 層耐火住宅(マンションなどを含む)	平成28年1月 2日~平成29 年1月1日

間資産税課☎481-7208・9

令和6年度土地・家屋・償却資産の 課税台帳の閲覧

市内に土地・家屋・償却資産を所有している方は、 固定資産課税台帳のうち自己の資産を記載された部分 (名寄帳)を閲覧できます。

■1名義につき200円※ただし縦覧期間(5月31日)まで)は令和6年度課税台帳に限り無料

持本人確認書類

※代理人の場合は、委任状または代理人選任届が必要 励間資産税課(市役所3階) ☎481-7205~9



令和6年度生ごみ処理機等 購入費補助制度



家庭用の生ごみ処理機やコンポストなどを購入する方に、購入費の一部を補助します。

個予算がなくなり次第終了。詳細はごみリサイクルカレンダーまたは市Ⅲ参照

週ごみ対策課☎042-306-8781

東日本大震災による避難者に ごみ袋を無料で交付

図①東日本大震災で居住継続が困難となり、市内に居住することとなった世帯②原子力発電所の周辺で、放射能などの影響により居住継続が困難となり、市内に居住する世帯

週ごみ対策課☎042-306-8781